

## 国際活動推進に当たっての基本方針の策定について(案)

国際活動検討タスクフォース

## 1. これまでの経緯

- (1) 日本技術士会による国際的な活動は古くから事例がある。旧民法に基づく社団法人時代の旧定款においても、会の目的の一部に「わが国産業の発達及び海外との技術協力の推進に寄与する」と謳われており、あくまでも「わが国の海外との技術協力の推進に寄与する」間接的立場での貢献が表明されていた。また事業項目の一つには「技術士業務についての海外宣伝及び情報の収集に関する事項」が示されていた。
- (2) APEC エンジニア制度への参画に向けた2000年の技術士法改正を受け、本会内においても国際的対応を所掌する委員会設置の必要性が高まり、2005年1月「国際特別委員会」が国際活動を専門的に扱う委員会として初めて設置された。
- (3) 2011年4月本会は、新たな法制度の下の公益社団法人に移行した。その移行に当たっての新定款における事業内容の検討においては、国内事業が中心的に議論され見直しが行われた。一方、国際活動については国際エンジニア資格に関するものが追加されたものの、新定款における本会の目的においても「国民経済の発展並びに国際交流の推進に寄与」と謳われ、旧定款での方針である間接的な貢献であるとの立場が基本的に踏襲された。また事業項目の一つには「国際交流及び国際協力活動並びに国際資格に関する事項」が示された。
- (4) その時点において実施されていた様々な国際活動について、基本方針の審議や公益社団法人である本会の事業としての適否の判断等が十分にはなされず、個別の国際関係委員会の活動内容を規定する所掌事項として、基本的に当時の活動事例をそのまま追認する形でその内容が記載され現在に至っている。

## 2. 本会の国際活動推進に当たっての基本方針策定の必要性

- (1) 現在本会の各委員会で開催されている国際活動には、本会が公益社団法人に移行する際、本会事業としての意義や必要性が十分には確認されず実施が継続されてきていることから、公益性の観点から見直すべき活動、さらには担当委員の労力や投入される会費に比べ成果が乏しいものもあり、活動意義等を改めて確認しその結果に基づき一定の見直しを加える必要がある。
- (2) また本会は、技術士資格の国際的発展を目指す観点からAPEC エンジニア及びIPEA 国際エンジニア資格を通して国際エンジニア資格の枠組みに参画していることから、文部科学省とも一体となったIEA (International Engineering Alliance 国際エンジニアリング連合) への的確な対応は、技術士制度の維持発展及び国益確保の面からもこれまで以上に重要性が増してきている。
- (3) これらの課題に的確に対応していく上からは、これまで策定されてこなかった本会における国際活動推進に当たっての基本方針を整理、確立し、その下に人的資源、財政的資源を重点投入することで、今後の安定的かつ効率的な本会の運営に資することとする。
- (4) 新たに策定される国際活動基本方針の下で国際活動に関係する各委員会が公益法人として種々の活動を展開することになるが、我が国を取り巻く経済活動や技術のグローバル化が急速に進展する環境の中で、いまだ十分ではない技術士の国際的通用性についての今後の拡大や、本会会員の海外活動への効果的な情報提供や支援の取り組みが、われわれ技術士の活躍はもとより、我が国の経済、社会の発展、そして国際的ステータスの向上に大きく寄与、貢献していくことを期待したい。

### 3. 国際活動検討タスクフォース（TF）の設置と検討活動

2019年9月四役会議において本検討を行うためのTFが設置されて以降、13回にわたる検討会議を開催すると共に、国際活動関係委員会として日韓技術士交流委員会、青年技術士交流委員会、海外活動支援委員会とは、基本方針及び各委員会所掌事項の変更内容について、合計11回の意見交換会議を行ってきた。

その結果、次項のとおり本会としての国際活動推進基本方針の成案を得たので、理事会に付議することとする。

### 4. 国際活動推進基本方針(案)

- (1) 国際的な技術者資格同等性の枠組みの中での、国益確保及び技術士制度の維持、発展の観点から、IEA（国際エンジニアリング連合）への対応は、最重要事項とする。（所掌：国際委員会）

- ・文部科学省と一体となった技術士試験制度への影響注視の観点、APEC エンジニア資格、IPEA 国際エンジニア資格制度の維持、発展の観点等から、今後も本会が推進する国際活動の中心的最重要事項として位置付ける。
- ・今後とも継続的な対応が可能となるよう本会内推進体制の維持、強化（担当する国際委員会委員の確保及びWG設置など）が重要である。

- (2) 海外の民間技術者団体(FE I A P)への参画は、海外での技術者資格制度や技術者団体の動向を把握し、技術士資格制度及び日本技術士会活動の一層の発展に寄与させる上で、IEAへの対応と同様に、最重要事項とする。（所掌：国際委員会）

- ・これまでも参画してきているFE I A P（Federation of Engineering Institutions of Asia and Pacific）への対応を継続する。
- ・国内の技術士資格制度及び日本技術士会活動の一層の発展のため、海外の資格制度やIEAでの海外技術者団体の動向に関する事前情報収集、調査研究等の面からの参画意義は大きい。

- (3) 海外技術者団体等との親善友好交流協定の締結に基づく対応については、交流の必要性、交流内容等の事前の検討に基づく実施判断を行うこととする。（所掌：国際委員会、日韓技術士交流委員会）

- ・既に締結されている協定等に基づく友好交流については、本会としての協定締結の意義や協定に基づく活動実績等の確認を行い、協定継続の可否について厳格な検討を行う。
- ・新たな友好交流の推進については、本会としての必要性の判断をまず最優先で行い、組織的かつ明確な目的や推進体制等の検討を行うことが必要である。

- (4) 他国からの技術支援（本会会員による技術指導）要請への対応については、公益社団法人としての活動の観点からは原則として対応しない。但し、現在有効期間内にある個別の協定、覚書に基づく支援要請があった場合には、限定的に対応を行うこととする。（所掌：海外活動支援委員会）

- ・本会が締結し有効期間内の協定、覚書に基づく他国からの協力要請に対しては、限定的に対応を行うこととする。なお対応に当たっては、引き続き海外業務を志向する会員が登録した情報（パーソナルデータベース）の活用を行う。
- ・ただし、これまでに締結している協定については、更新時期に協定に基づく活動実績等の厳格な確認を行い、協力要請の実績が無い協定等については終了手続を行うこととする。
- ・本会が締結している協定、覚書に基づかない海外からの個別協力要請には、本会としては対応しない。

- (5) 海外での技術士業務を志向する本会会員のための現地での技術士の広報や業務情報の収集などを通しての技術士業務の開発を目指す活動については、本会の公益社団法人として活動目的の観点から対応しない。海外関連活動については、本会による直接的な実施ではなく、国内の海外協力機関に協力する形態での活動に見直しを行う。（所掌：海外活動支援委員会）

- ・海外における技術業務に直結する関係情報の調査や提供は、海外業務を志向する会員向けに限定した活動となるので、公益社団法人の活動内容として適当ではない。
- ・当該活動は、本会が直接実施するのではなく、国際協力機構、日本貿易振興機構等海外協力機関の活動成果や専門家派遣制度を活用する等、これら公的機関の事業に協力する立場での活動に変更する。

- (6) 特段の協定や覚書に基づかず実施されてきている「友好交流」については、これまでの本会（法人）にとっての成果、今後の展望等検討の上、必要な活動内容の変更を行う。必要性が認められない場合は活動を終了する。（所掌：青年技術士交流委員会）

- ・海外友好交流活動は、海外指向の個人会員の参加が中心になっており、成果もまたその個人の経験値に止まるものが多いことから、公益社団法人としての本会が活動する意義を再確認する必要がある。
- ・友好交流を目的としたこれまでの若手会員のY E A F E O (The Young Engineers of the ASEAN Federation of Engineering Organizations)へのオブザーバ参加派遣については、本会の組織的な成果が認められないことから見直しを行う。
- ・これまで実施されていた友好交流活動については、国際的な友好交流活動を志向する会員が、会員による自主的な活動の一環として登録グループなどの形態での活動を推奨する。
- ・また本会による「国際的人材の育成」については、そもそも任意入会・随時即時退会を原則とする本会会員制度の特性からは、長期にわたる「会員の育成」を本会の事業とすることは困難であるので、本会の国際活動の目的とはしない。但し国際的人材に求められる素養の習得等に関する研修の実施は、C P D活動の一テーマとしての意義は認められる。

- (7) 新たな「友好交流」については、本会の組織的な目的、意義、継続的な実施体制（担当組織）等を明確にした上で、理事会での承認を得るなどの手続きを踏み着手するものとする。

- ・組織的かつ継続的な友好交流活動の実施とは別に、海外機関や技術者団体からの問い合わせや本会訪問等があった場合については、丁寧な対応を図る。

5. 国際活動推進基本方針の制定に伴う関係委員会の委員会名称及び所掌事項等の変更(案)

(1). 国際委員会

	所掌事項	主要業務
現行	本会の国際活動の推進に関する事項	1. 本会の国際活動の総合的調整、統括及び広報に関すること 2. 技術者相互承認枠組みの運用の支援に関すること 3. 海外の技術者団体との交流及び支援に関すること 4. 海外における会員の活動機会の拡大に関すること
変更案	本会の国際活動の推進及び管理に関する事項	1. 本会の国際活動の統括及び広報に関すること 2. 国際的な技術者相互承認枠組みの運用の支援に関すること 3. 海外機関又は技術者団体との協定締結、情報連携等に関すること 4. 会員の海外活動に関する支援に関すること

(削除：消線部、追加：黄色着色部を示す)

【所掌事項等の主な変更の考え方】

- ・ 現行の国際委員会での主要業務となっている、「海外機関との協定締結、情報連携」を明記した。
- ・ 国際委員会が管轄する海外活動支援委員会の所掌事項の変更に対応し、主要業務4項の「海外における会員の活動機会の拡大」を「会員の海外活動に関する支援」に変更する。

(2). 日韓技術士交流委員会

	所掌事項	主要業務
現行	1. 日韓技術士の交流を通じ、両国の産業界・研究機関等への支援 2. 日韓技術士国際会議の開催	①. 日韓技術士国際会議の企画・運営 ②. 両国技術士による産業・技術振興施策等に関する調査・研究 ③. 両国の産業界及び研究機関等に関する技術及び関連情報の収集・提供 ④. 韓国技術士会が関わる業務の支援 ⑤. 両国技術者の相手国における円滑な業務実施に関する提言
変更案	1. 第50回日韓技術士国際会議の開催 2. 韓国技術士会との新たな交流の検討、提言、実施	①. 第50回日韓技術士国際会議の開催 ②. 第50回日韓技術士国際会議終了を受け、韓国技術士会との新たな交流の必要性の検討、確認 ③. 新たな交流の必要性が確認された場合の、その具体的な交流内容、方式の検討 ④. 韓国技術士会との新たな交流の姿に関わる検討内容についての国際委員会への提言と協議 ⑤. 本会としての承認を得た新たな交流に関する企画、運営実施、及び韓国技術士会との新たな交流に関わる覚書の締結検討

【所掌事項等の主な変更の考え方】

- ・ 日韓技術士国際会議の開催以外の項目については、実施できていないことから削除する。
- ・ 当初の狙いである友好交流、相互理解の促進もこれまでの会議の開催により十分に図られたことから、現在準備中の第50回日韓技術士国際会議開催終了後には、親善友好交流の段階を卒業した新たな交流の姿を検討する段階に移行することとする。
- ・ 当該委員会の検討による新たな交流の姿については、国際委員会、理事会の場における十分な審議検討、了承を経て、実施に移すこととする。

(3). 海外活動支援委員会

	所掌事項	主要業務
現行	1. 国際交流を通じた海外における会員の活動機会の拡大	①. 海外の技術協力機関との交流企画、実施 ②. 海外活動に関する情報収集及び会員への情報提供 ③. 海外活動希望会員情報の維持管理 ④. 会員の海外活動遂行能力向上に資する研修等の企画運営
変更案	1. 国内の海外協力機関との連携 2. 海外機関との覚書管理及び覚書による支援要請対応 3. 会員の海外活動に関する研修の企画、実施 4. 海外活動希望会員情報の運用	①. 海外での技術支援活動に関する国内の海外協力機関との連携 ②. 海外機関等との覚書管理及び覚書に基づく支援要請への対応 ③. 会員の海外活動遂行能力向上に資する研修、情報提供等の企画運営 ④. 海外活動に関し会員が登録した情報（パーソナルデータベース）の運用

【所掌事項等の主な変更の考え方】

- ・本会の公益社団法人としての性格から、会員個人に対する個別業務情報の提供等は、今後は行わないこととするが、海外機関との間での覚書に基づく支援要請については、覚書の有効期間中は対応することとし、その間パーソナルデータベースの運用もこれまで通り行う。
- ・海外業務を志向する会員への情報提供に当たっては、業務負荷、効率性、及び公益性、社会貢献等の観点からまずは国内における海外協力機関との連携を図りその情報網等を利用することとした。

\*なお、海外活動支援委員会とのこれまでの意見交換会議の中で、新たな主要業務①項における「国内の海外協力機関との連携」との規定について、「国内外の海外協力機関との連携」への変更の要望があった。

(4). 青年技術士交流委員会

	所掌事項	主要業務
現行	1. 本会の運営についての企画、立案に対する若手技術士層としての積極的な参画、協力 2. 若手技術士向けを中心とした研鑽事業の企画・実施 3. 各地域組織における若手技術士グループとの交流による研鑽活動の活性化 4. 若手技術士としての国際交流の実施	①. 本会運営の企画、立案に対する若手技術士層の参画、協力 ②. 若手技術士に向けた研鑽事業の企画・実施 ③. 各地域組織の若手技術士との交流促進 ④. 日韓会議、YAPEO等への委員派遣を通じた国際交流の実施
変更案	1. 本会の活動や運営における若手正会員層による積極的な参画、協力体制の構築支援 2. 若手正会員向けを中心とした研鑽事業の企画・実施・指導 3. 部会及び地域組織における若手正会員層との連携による研鑽活動の活性化	①. 本会運営の企画、立案、実施に対する若手世代正会員層による参画、協力体制の構築に向けた支援 ②. 現役若手世代正会員に向けた研鑽事業の企画・実施・指導 ③. 部会及び地域組織の若手正会員層との連携促進による現役若手世代正会員向け研鑽活動の活性化

### 【所掌事項変更の考え方】

国際的な活動の見直しに伴い、これまでともすれば当該委員会委員自身が主体であった活動から、全国に所在する現役若手世代の多くの会員が本会の各種活動においてこれまで以上に積極的に参画が可能となることを目的とした活動(\*)に基本的方針の転換を図ることとする。

#### \*期待される諸活動の一例

- ・若手層から関心を得られる内容と多数参加が可能となる形態での CPD 行事の企画、実施及びその実施結果についての全国的な広報（模範的活動としての事例提供）
- ・部会や地域組織における若手層との連携による当該組織の若手層向けの CPD 行事の企画、実施への具体的な協力
- ・部会や地域組織の枠を越えた全国の若手層会員を対象にした活動（若手正会員の活動事例の広報、若手の意見交換・討議の場の設定など）の企画、実施

### 【委員会名称の変更について】

本委員会は、若手正会員層の本会への参画や CPD 活動の活性化が活動の主目的であることから、「交流」の文言はなじまないことから、委員会名称の変更を「青年技術士支援委員会」に変更する。

## 6. 参考：国際活動検討タスクフォース（TF）でのこれまでの検討活動

(1) 本会の国際活動の基本方針等については、2019年9月四役会議において検討を行うためのTFの設置及びそのメンバーが定められ活動を開始した。

#### (2) TFメンバー

- ・岩熊まき（副会長、企画委員会委員長）
- ・寺沢計二（専務理事、事務局長）
- ・柿谷均（理事、総務委員会委員長）
- ・西村文夫（常務理事、総務部長）
- ・坂井剛太郎（理事、国際委員会委員長）

#### (3) これまでの検討会議

- ・第1回：2019年10月1日(火) 14～16時
- ・第8回：2020年11月16日(月) 17:30～19時
- ・第2回：2019年11月19日(火) 13～15時
- ・第9回：2020年12月25日(金) 15～17:30
- ・第3回：2020年1月23日(木) 10～12時
- ・第10回：2021年1月15日(金) 17:30～19:40
- ・第4回：2020年7月10日(火) 15～17時
- ・第11回：2021年2月17日(水) 9:30～11:10
- ・第5回：2020年8月21日(木) 15～17時
- ・第12回：2021年3月17日(水) 15～16:30
- ・第6回：2020年9月30日(水) 15～17時
- ・第13回：2021年4月20日(水) 17～19時
- ・第7回：2020年10月22日(水) 15～17時

#### (4) 関係委員会との意見交換

国際活動推進基本方針案及び各関係委員会の所掌事項変更案に基づき、当該委員会との間で意見交換を行った。

- ・日韓技術士交流委員会（10/12、3/29）
- ・青年技術士交流委員会（10/15、11/24）、その後意見書の提出があり回答書を送付した。
- ・海外活動支援委員会（10/15、11/10、12/16、1/26、3/17、4/16、4/19）

以上